

仕 様 書 (案)

1. 業務名称 堺市博物館 館蔵資料修理業務
2. 履行場所 受注先工房
3. 履行期間 契約締結後～令和 8 年 3 月 27 日(金)
4. 業務内容 堺市博物館 館蔵資料の修理
5. 実施内容

上記「4. 業務内容」の業務を、以下の「特記事項」および別紙の「業務内容詳細」にしたがって実施すること

特記事項

1. この仕様書に記載されていない細部仕様については、発注者と協議のうえ承諾を得てから履行すること。
2. 修理現場では、火災・盗難・破損・汚損などの事故防止に努めること。
3. その他、この仕様書に定めていない事項について疑義が生じた場合は、その都度、堺市と受注者の双方が協議して定めるものとする。

業務内容詳細

1、目的

修理対象資料は、令和２年度に泉南市在住の個人より寄贈を受けた「和泉国日根郡行基講関連資料」のうちの「千手観音像」一幅である。行基は現在の堺市西区に所在する家原寺に生まれた奈良時代の高僧で、堺市が顕彰すべき人物の一人である。和泉国日根郡で行われていた「行基講」は行基信仰のひとつの実態として大変興味深く、江戸時代の作と思われる「千手観音像」も行基講の性格を考えるうえで重要である。

寄贈者は本資料を先祖より大事に守り伝えてこられたものの、経年劣化による損傷は激しく、寄贈時の希望として修理をしたうえで展示活用してほしいとのことであった。

そのため、当該資料の美術的・歴史的・学術的価値を損なわないように修理を行い、良好な状態で活用に供することができるようにしたい。

2、対象資料

(1) 対象資料概要

名 称： 千手観音像
形 状： 掛幅装
員 数： 一幅
材 質： 絹本着色
本紙寸法： 丈 77.7cm、幅 39.0cm
表装寸法： 丈 148.9cm、幅 53.3cm
制作年代： 江戸時代
付 属 品： なし

(2) 損傷状態の概略

①破れ・欠失

本紙全体に多数の本紙料絹の破れ・欠失が確認できる。欠失箇所は、本紙料絹のみが欠失し肌裏紙が露出している箇所や、本紙料絹と共に裏打ち紙が欠失し、完全に穴が開いている箇所も見られる。特に本尊の光背部分は、着色されている緑色絵具の特質により酸化が進行し脆弱になっており、破れ・欠失等の損傷が著しい。

②折れ・皺

本紙全体に大小多数の折れ・皺が見られる。折れ・皺箇所は本紙料絹や肌裏紙の破れ・欠失が進行しており、損傷が著しい。

③糊浮き

本紙各所に本紙料絹と肌裏紙の糊浮きが多数確認できる。特に本紙左端の足し絹部分では顕著であり、下部が大きく捲れあがっている。

④暴れ

本紙全体に巻き癖や折れから暴れが生じている。

⑤染み・汚れ

本紙全体に褐色の染み・汚れが著しく、図様を確認することが難しい。

⑥カビ

本紙左上部に白色粉状のカビが生じている。発生したカビにより視覚的な違和感が生じている。

⑦彩色層の欠失・粉状化

本紙料絹の欠失に伴い、絵具の欠失が多量に確認できる。特に緑色絵具が施されていた箇所に関しては、絵具の特性から極端に劣化し、絵具と共に料絹や肌裏紙が失われている箇所も確認できる。経年劣化に伴い、絵具全体の粉状化が確認できる。

⑧劣化

本紙料絹・裏打ち紙が硬化し、しなやかさが失われ強度が著しく低下している。今後、破れや欠失等深刻な損傷が拡大する可能性が高い。

(3) 対象資料の実見

①対象資料の実見を希望する場合は、発注者へ電話にて申し込むこと。

②実見の日程は、発注者と調整して決定する。

連絡先：電話：072-245-6201（堺市博物館）

担当：学芸課 宇野千代子

3、修理の方針

(1) 受注者の修復工房においての解体修理。

(2) 対象資料の美術的・歴史的・学術的価値を損なわないよう、発注者と打ち合わせを行いながら、適切な方法および材料を用いて作業を行うこと。

4、見積明細および作業計画表

受注者は、契約締結後、見積明細および作業計画表（作業日程、作業内容、業務責任者および作業に携わる者の氏名を記載）を提出すること。

5、搬送

対象資料の搬送にあたっては、発注者の指示に従い、資料に破損・変質・劣化・移動のないよう梱包し、十分な注意を払って輸送すること。

6、修理作業前

(1) 修理作業に着手する以前に、現状の調査を行い、デジタル写真撮影、記録（寸法、損傷状態等）を行うこと。

(2) 写真は全体の形状の他に、細部の観察・確認が可能なものであること。

7、修理作業の概要

(1) 修理作業の過程で対象資料に変化が生じるおそれのあるとき、またはその疑義が生じたときは速やかに発注者に連絡し、協議のうえ適切な処理方法を決定すること。

(2) 装丁の解体を行い、損傷や劣化の著しい裏打ち等を打ち替え、損傷要因を除去する。

(3) 本紙のクリーニングを行い、汚れ・染みを除去する。

(4) 本紙の肌裏紙を除去する。

- (5) 本紙料絹の歪み・移動を修正する。
- (6) 旧補修絹や旧補筆については、発注者と協議のうえ除去の可否を決定する。
- (7) 本紙料絹の欠失箇所を繕う。
- (8) 補修絹に古色地色補彩を施す。
- (9) 表装裂を元使用し、元と同じ表装形式に配し、掛幅装へ仕立てる。
- (10) 軸を元使用する。
- (11) 太巻添軸・収納箱を新調する。

8、修理作業後

- (1) 修理作業後のデジタル写真撮影、記録を行うこと。
- (2) 写真は全体の形状の他に、細部の観察・確認が可能なものであること。
- (3) 重要な知見が得られた場合などには発注者と相談のうえ適宜実測図面等も作成すること。

9、納品及び検査

- (1) 修理作業後の納品にあたっては、発注者が検査を行い、適切に修理作業が行われたことを確認したうえで完了とすること。
- (2) 修理品に破損・変形等の異常が認められた場合は差し戻しとし、再度適切な処理を施して、正常かつ安定した状態に修理されたものを履行期間内に納品すること。

10、修理報告書

- (1) 修理に関する報告書を作成して提出すること。
- (2) 報告書は、「修理前」（修理作業前の記録）、「修理途中」（実行程の記録）、「修理後」（修理作業後の記録）の3つの区分で記載し、重要な知見が得られた場合などにはそれも記載すること。

11、事故

万一、修理作業中に対象資料を破損する等の事故を確認したときは、以下に従い対応すること。

- ① 発生を確認次第、直ちに発注者に連絡すること。
- ② 事故状況の現況写真をデジタル写真撮影すること。
- ③ 発注者、受注者双方が現況を確認した後、今後の対応について協議すること。
- ④ 事故報告書を作成し、納品時に添付すること。
- ⑤ 事故報告書には、事故の原因、発生した作業段階、対象資料の状態、対応方針、処置方法が明記され、処置前・処置後の写真が貼付されていること。

12、再委託の制限

受注者は「修理設計書」に記載する全行程を実施するものとし、第三者へ再委託してはならない。ただし、工程の一部について発注者の承認を書面により得た場合は、この限りではない。

13、作業の監理

発注者は、修理期間中、必要に応じて対象資料の状態を確認し、また、作業状況を検査するこ

とができるものとする。その際、受注者は適切な報告と説明を行うこと。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約金額（税込）が500万円未満の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、契約金額（税込）が500万円以上となる再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴収して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告するとともに、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。